



宮監公表第7号
令和元年6月26日

宮崎市監査委員	梶谷欣也	宮崎市監査委員 宮崎之印
宮崎市監査委員	荒木尚登	
宮崎市監査委員	前本尚	
宮崎市監査委員	谷口真理子	

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の対象

地域振興部（地域コミュニティ課）所管の公立公民館等（青島地区交流センター、住吉公民館、大宮公民館、生目南公民館、大塚公民館、木花公民館、本郷公民館、大淀公民館）の平成30年度及び平成31年4月1日から平成31年4月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

公立公民館等の事務室及び監査室

3 監査の実施期間

令和元年5月13日から令和元年6月21日まで

4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

5 監査の方法

公立公民館等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

- ① 平成30年度及び平成31年度の公民館使用料の減免について、申請時に部長の決裁を受けず、月ごとにまとめて決裁を受け減免しているものが散見された。
使用料の納付の期日は、使用許可の日と規定されていることから、使用料の減免は同時に決定する必要がある。一方、使用許可は館長の専決事項、減免は、地域振興部長の専決事項

と規定されていることから、許可日に減免を決定することは困難である。よって、市民サービス確保の観点から、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。

監査の着眼点

下記の項目について適正に執行されているか確認する	
小・中学校	収入支出等事務について
	備品の管理状況について
	給油券の保管・公用バイクの管理・運転日誌について
	就学援助費について
	薬品の保管状況について
	私用電話料等の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	補助金等について
	タクシー乗車券の管理について
公民館等	収入支出等事務について
	備品の管理状況について
	公衆電話料の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	タクシー乗車券の管理について
保育所・幼稚園	収入等事務について
	備品の管理状況について
	タクシー乗車券の管理について